

静岡県退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県条例第10号

### 静岡県退職手当基金条例

(設置)

**第1条** 静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）及び静岡州市町立学校教職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第13号）の規定に基づく退職手当の支給に要する経費に充てるため、静岡県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

**第6条** この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例は、令和15年5月31日限り、その効力を失う。